平成２１年（フ）第１６２９号
札幌市中央区大通西23丁目２番20―301号
破産者　徳田一二美
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３号
岩手県岩手郡滝沢村篠木字明法130番地15
破産者　庭　　勝雄
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１５３９号
仙台市若林区六丁の目北町15番13号　ブリックス六丁の目303
破産者　三浦　成樹
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
仙台市宮城野区燕沢東２丁目３番30号　三宝堂２階
破産者　佐々木芳子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
仙台市若林区かすみ町10―33　コーポかすみＡ―201、住民票上の住所宮城県多賀城市笠神５丁目16番７号
破産者　木村　　浩
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２８号
秋田県山本郡三種町浜田字砂崎84番地
破産者　成田　　司
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第３２号
秋田県能代市字松長布346番地20
破産者　中山　浩子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第３３号
秋田県山本郡八峰町峰浜田中字田上16番地２
破産者　佐藤由紀子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第３５号
秋田県能代市字昇平岱16番地15
破産者　能呂　浩二
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成１９年（フ）第４２３号
山形県村山市楯岡北町２丁目６番24号、開始決定時住所山形県東根市大字東根甲595番地
破産者　縄　　国男
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第３４８号
千葉県山武郡大網白里町大網134番地４　フォーカーサ203号
破産者　梶　　隆之
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２０年（フ）第２１４号
千葉県銚子市松岸町１丁目100番地の３
破産者　矢倉　貞子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６７号
千葉県山武郡大網白里町永田194番地
破産者　西村　一男
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２６号
神奈川県藤沢市遠藤3545番地の３　サザンウインド湘南202、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市甘沼838番地７
破産者　千塚　明彦
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７１号
横浜市都筑区葛が谷12番４―703号
破産者　古沢　明彦
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７号
長野県飯田市長姫町４番地
破産者　杉本セツ子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第２３６号
静岡県静岡市清水区草薙46番地　リバティーⅠ―201号、申立時の住所静岡県沼津市原1429番地の９　市営原団地Ｄ15―405
破産者　岡田　真一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第４６７６号
大阪府東大阪市加納７丁目23―５―1004、開始決定時の住所大阪府東大阪市加納７丁目23番４―111号
破産者　中西佐起子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４６７７号
大阪府東大阪市加納７丁目23―５―1004、開始決定時の住所大阪府東大阪市加納７丁目23番４―111号
破産者　中西　政治
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部